道路維持作業用ミニホイールローダ仕様書

平成27年度

岩手県二戸市

道路維持作業用ミニホイールローダ仕様書

概要

この仕様書は、道路維持作業用ミニホイールローダに適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路維持作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は関係法令に全て適合し、登録手続きの完了した状態で納入する。

ここに明記されていない箇所については二戸市長(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

１．主要諸元

小型特殊免許で運転可能な下記の性能、諸元を満たすものとする。

(１)車体形状	キャブ仕様
(２)全 長	４，７００㎜以下
(３)全 幅	１，７００㎜以下（バケット装着時）
(４)全 高	２，８００㎜以下（ヘッドガード等含む）
(５)機体質量	３，０００kg未満
(６)エンジン出力	２５．７kw（３５ps)以上
(７)駆動方式	４輪駆動
(８)タイヤサイズ	１５．５／６０－１８－８PR

２.車 体

(１)指定文字記入

指定文字①　「二戸市道路維持作業車」

指定文字②　「電源立地地域対策交付金事業」

(２)車体色　黄色（国土交通省建設機械塗装基準による）

３．数量　１台

４．照明装置類

（１）	前部霧灯又は前部作業灯	２灯
（２）	黄色灯火（散光式） 全幅 550 ㎜以上	１灯

５．付属装置及び付属品

付属装置及び付属品は下記のとおりとする。なお、標準装備と重複する場合は標準装備のとおりとする。

(１)除雪用バケット（0.5㎥以上）

(２)機械式マルチカプラ

（3）マルチカプラ　アングリングプラウ
（4）マルチカプラ　バケット
（5）キャブ内エアコン
（6）標準付属工具
（7）取扱説明書
（8）履歴簿
（9）タイヤチェーン（4輪）
(10)床マット

6．検 査

検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

7．保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

8．その他

（1）製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

（2）灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室屋根部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

（3）提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

（4）緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

特　記　仕　様　書

仕様書による他、次の各号によるものとする。

１．車両の両側面の適当な位置に「二戸市」と黒丸ゴシック体でなるべく大きく記入するものとする。

２．「自動車損害賠償責任保険」の加入については受注者が行い、車両納入後、車両代金とは別に保険料を発注者に請求するものとする。

３．道路維持作業用自動車届について、納入時に本申請済であること。

４．前各号で必要となる一切の経費は「受注者」の負担とする。

５．仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法及び表示箇所等の変更が必要な場合については、発注者と協議の上で変更できるものとする。

６．提出資料について

(1)　製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。

① 担当者一覧表（社内体制）

② 納入工程表

③ 製作仕様書

(2)　建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。

① 規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様

② 機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号

(3)　次に示す写真を提出するものとする。なお、サイズはカラー・サービス版とする。

① 車輌履歴簿写真（車輌の前後、左右両側面）　　… ２ 部

② 検収写真（車輌の前後、左右両側面、付属品）　… ２ 部